

## 令和2年度 第5回山梨地方最低賃金審議会 議事録（一部議事要旨）

- 1 日 時：令和2年8月31日（月）午前10時30分～10時52分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 石垣委員、岡松委員、反田委員、鷹野委員  
労働者代表 大森委員、佐々木委員、白倉委員、杉原委員、田草川委員  
使用者代表 一之瀬委員、川島委員、長谷川委員、前嶋委員  
事務局 藤本労働局長、田村労働基準部長、  
太田良賃金室長、小林賃金指導官

### 4 議 事

- (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) その他

### 5 審議会内容

#### （賃金指導官）

ただいまから、令和2年度第5回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、使用者側、坂本委員、公益側、伊藤委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、反田会長以後の議事進行をお願いいたします。

#### 【議事（1）最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）】

#### （反田会長）

それでは、早速、議事（1）「最低賃金審議会の意見に関する異議申出について」に入ります。

去る8月12日に、当審議会から労働局長に対しまして、山梨県最低賃金に係る答申を行ったことを受け、山梨労働局では、審議会の意見に関する公示を行いました。

この審議会の意見に関する公示に対しまして、8月17日及び8月19日に、合計4つの関係労働者団体から異議の申出がございました。

そこで、これらの異議の申出の取扱いについて審議することにします。

それでは審議に入る前に、異議の申出内容等について、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

それでは、異議の申出に関しまして、説明させていただきます。

提出されました異議申出書の説明に入る前に、最低賃金決定の流れの中における「異議の申出」の位置づけにつきまして、少し説明をさせていただきます。

お手元に配布しております審議資料の1ページを御覧ください。

最低賃金法の一部を抜粋したものとなります。

最低賃金法の第11条の第1項におきまして、労働局長は、最低賃金審議会の意見の提出があったときは、その意見の要旨を公示しなければならないと規定されております。

この規定に基づき、8月12日の第3回本審終了後、最低賃金審議会の意見の要旨につきまして、山梨労働局の掲示板に公示をさせていただきました。

同条第2項では、地域の労働者又はこれを使用する使用者は、公示があった日から15日以内に、労働局長に対して異議を申し出ることができるとされております。

この規定に基づき、今般、県内の4つの労働組合から異議の申出が行われました。

さらに、同条第3項におきまして、申出があったときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならないとされております。

この規定に基づきまして、本日、この後に、異議の申出に対します諮問をさせていただきますと考えております。

次に資料の3ページからを御覧ください。

山梨県労働組合総連合、山梨県医療労働組合連合会、山梨県自治体一般労働組合及び生協労連ユーコープ労働組合の4つの組合からそれぞれ提出されました異議申出書の写しになります。

資料の6ページを御覧ください。

生協労連ユーコープ労働組合からの異議申出書になりますが、同組合は、その名称に「山梨」が入っておりません。

申出書の提出があった際、その点につきまして、確認いたしました。同組合は、山梨県、神奈川県及び静岡県の3つの県内の生協で働く労働者で組織されている組合であるとのことでした。

時間の関係もございまして、それぞれの異議申出書を朗読することはいたしません。それぞれの異議申出書の要旨のみ説明させていただきます。

それでは、資料の3ページを御覧ください。

山梨県労働組合総連合からの異議申出書となります。

要旨は、

○1円引上げの答申となったが、これでは労働者や県民の願いや要求からかけ離れている。更なる引上げを求める。

○時給838円では、月額129,890円、年収1,558,680円となり、ワーキングプアから抜け出せない。

○今すぐ時給1,000円以上、早期に1,500円以上を要求する。

○東京都の最低賃金との格差は175円もある。地域間格差の是正のため、答申を上回る引上げを求める。

というものです。

次に資料の4ページを御覧ください。

山梨県医療労働組合連合会からの異議申出書となります。

要旨は、

○1円引上げの答申となったが、全労働者の4割を占め、最低賃金並みの水準で働く非正規雇用労働者の生活水準の向上は到底のぞめない。

○最低賃金の大幅な引上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善などに重要である。

○最低賃金の地域間格差は解消されておらず、これが医療や介護職の地域間賃金格差に直結し、働く県によっては、賃金格差が8～9万円以上になっている。この解消なくして医師、看護師等の地域間偏在は解決できない。

○最低生計費の視点からすると、最低賃金は少なくとも1,500円は必要であり、一度に引上げができないにしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引上げ額を議論すべきである。

というものです。

次に資料の5ページを御覧ください。

山梨県自治体一般労働組合からの異議申出書となります。

要旨は、

○最低賃金は、若年層、非正規、サービス業、エッセンシャルワークに就く労働者の賃金水準として機能している。時給837円では、月額13万円ほどである。最低賃金を1円ではなく大幅に引き上げるべきである。

○生産性を向上させ、付加価値の分配としての賃金を引き上げ、かつ、全国一律最賃とすれば、大都市集中から地方分散を誘導し、地方経済の回復、活力につながるので、具体的な支援策を打ち出して、企業の高付加価値化を進めること。

○国に対して、「全国一律最低賃金」制度創設を強く要請すること。

というものです。

最後に資料の6ページを御覧ください。

生協労連ユーコープ労働組合からの異議申出書となります。

要旨は、

○1円引上げの答申となったが、これでは労働者や県民の願いからかけ離れてい

る。これでは、憲法等で保障された「健康で文化的な最低限度の生活」を実現できる水準に届いていない。

○最低賃金で働く労働者はエッセンシャルワーカーが多い。経済再建には、内需拡大が必要、そのためには個人消費を増やすこと、最低賃金の大幅な引上げが必要である。

○年間40万円に上る地域間の賃金格差は異常である。最低賃金が異常に低い地方について大幅な引上げを行って解決するべきである。

○ランク分けはやめ、全国一律最賃制度とするよう国に強く働きかけること。というものです。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問等がございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

ないようでしたら、異議申出に関する諮問を受けたいと思います。

( 労働局長から反田会長へ諮問文を手交 )

(反田会長)

それでは、諮問文を配布のうえ朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基0831第1号、令和2年8月31日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿、山梨労働局長藤本達夫

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、下記のとおり最低賃金法第11条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

記

令和2年8月17日、山梨県労働組合総連合

令和2年8月17日、山梨県医療労働組合連合会

令和2年8月17日、山梨県自治体一般労働組合

令和2年8月19日、生協労連ユーコープ労働組合

以上でございます。

## 【議事（２）最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて】

（以下、異議申出に対する審議）

概要は以下のとおり。

### 1 労働者側意見

将来的には、1000円台は必要であるが、今回の1円の引上げについては、新型コロナウイルス感染症の影響及び県内の情勢等を勘案して、この金額に至ったものである。

また、最低賃金の賃上げの流れを止めていないことも重要と考えている。

今回、4回の専門部会を開催し、公益側、使用者側、労働者側が真摯に議論を行った結果として、最低賃金の1円引上げとなったことについては、今年度については、問題はないと考えている。

### 2 使用者側意見

今般の1円の引上げというのは、コロナの影響がある中で、精一杯流れを止めない中で努力した結果である。

今後、地域間格差の是正を目指しながら引上げに努力するが、各経済状況を踏まえた上で妥当な判断をしたいと考えている。

今般の1円については、使用者側としては精一杯の努力をした結果であり、このとおりの答申でお願いしたい。

### 3 公益委員見解

労使の意見にあったとおりであり、労使の努力を評価したい。

公益としては、1円引上げが妥当と考える。

### 4 採決方法について

4つの異議申出に対して、当初どおりの答申とするか否かについて、一括で採決することとなった。

## 【異議申出に係る採決】

（反田会長）

ただ今、一括という御意見が出ましたので、一括で採決を行いたいと思います。

令和2年8月17日に、山梨県労働組合総連合、山梨県医療労働組合連合会及び山梨県自治体一般労働組合から、また、令和2年8月19日に、生協労連ユーコープ労働組合からそれぞれなされました、最低賃金法第11条による異議の申し出については、「これを採用せず、8月12日付けの答申どおりとする」ということについて、賛否を問いたいと思います。

慣例によりまして、反対から採決を行います。

反対の委員は、挙手を願います。

いらっしゃらないですね。

次に、賛成、つまり答申どおりという意見の委員は、挙手を願います。

ありがとうございました。

全員賛成となりました。

それでは、採決の結果、これらの異議の申出は採用せず、8月12日付けの答申どおりといたします。

**【 議事（3）最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申） 】**

（反田会長）

それでは、労働局長に答申することいたしますが、答申の案を事務局に作成していただいておりますので、案を配布いただき、朗読をお願いします。

（賃金室長）

それでは朗読させていただきます。

（案）

令和2年8月31日

山梨労働局長藤本達夫殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和2年8月31日、貴職から8月12日付け山梨県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する下記1の者からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記2の結論に達したので答申する。

記

1 異議申出者

山梨県労働組合総連合

山梨県医療労働組合連合会

山梨県自治体一般労働組合

生協労連ユーコープ労働組合

2 審議結果

令和2年8月12日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

（反田会長）

ただいまの朗読されました答申の案につきまして、御質問等ございますか。

（各側委員）

（質問等なし。）

(反田会長)

ないようでしたら、この答申案について、採決を行います。

まず、慣例によりまして、反対からお伺いします。

この答申の案に反対の委員は、挙手をお願いします。

いらっしゃらないですね。

では次に、賛成の委員は、挙手をお願いします。

ありがとうございました。

全員賛成となりました。

それでは、採決の結果、全会一致で答申案のとおりと決定されましたので、これを労働局長に答申することにいたします。

( 反田会長から局長へ答申文を手交 )

(反田会長)

それでは、労働局長から、ごあいさつをお願いいたします。

(労働局長)

ただいま反田会長から、今般の異議申出に係る審議の結果、8月12日付けの答申どおり決定することが適当との御答申をいただきました。

この答申を謹んでお受けいたしたいと思えます。

皆様方の慎重な御審議に感謝申し上げる次第でございます。

これをもちまして、令和2年度の山梨県最低賃金は、838円として確定いたしました。

事務局としましては、早速、10月9日の発効に向けて事務手続きを進めてまいりたいと考えております。

さらに、最低賃金の周知徹底、履行確保に向けまして、しっかりと、着実に実施していく所存でございます。

最後になりますが、コロナ禍の大変厳しい状況の中、委員の皆様方に御協力と御尽力いただいたことに対しまして、改めて深く感謝を申し上げたいと思えます。

引き続き最低賃金行政の推進に御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。御礼のごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

#### 【議事(4)その他】

(反田会長)

それでは、議事の最後「その他」に入りますが何かございますか。

(各側委員)  
(質問等なし。)

(反田会長)  
事務局、何かございますか。

(事務局、連絡等なし。)

(反田会長)  
それでは、以上をもちまして、第5回山梨地方最低賃金審議会を終了といたしますが、本年は、コロナウイルスの大変な中、また、お忙しい中、それから長雨の後の猛暑の中で、各側の委員の皆様には大変な御尽力をいただきまして、無事全会一致で答申ができましたことを御礼申し上げます。ありがとうございました。  
それから、本日の議事録の署名は、白倉委員と一之瀬委員にお願いします。  
それでは、皆様、お疲れ様でした。

署 名 欄

公益委員 \_\_\_\_\_

労働者委員 \_\_\_\_\_

使用者委員 \_\_\_\_\_